

座間市消費生活センター
☎046(252)8490

トラブルや不安なことがある方は、市消費生活センターにご相談ください。

- 相談時間 月曜～金曜日(年末年始、祝・休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分(偶数月の第2水曜日午前9時30分～正午を除く)
- ところ 市役所1階広聴人権課
- 相談方法 電話または直接同センターへ

「保険金が使えない」という住宅修理サービスにご注意を
電話や訪問で「火災保険などの保険金を使って、自己負担なしで住宅を修理しませんか」などと勧誘され契約をしまい、後日トラブルが起こったという相談が寄せられています。「住宅修理と併せて保険申請なども手伝うので、契約をしてください」と言ってくる業者もいます。

トラブル事例

- 契約書面に署名をしたが、控えをもらえなかった。
- 解約すると言ったら、保険金額の半分を請求された。
- 工事内容の説明があいまいのまま強引に工事を始められた。
- 代金として保険金全額を前払いしたのに着工してくれない。

- 「経年劣化での損傷だが、保険会社には自然災害が原因と言って申請するように」と虚偽の申請で保険金を請求するように言われた。
- 事業者の説明をうのみにせず、必要のない勧誘はしっかりと断りましょう。
- 複数の業者から見積を取り、慎重に判断しましょう。
- 十分な説明がないまま契約や着工をせかす業者、工事内容があいまいなまま代金の前払いを求める業者などには注意しましょう。
- 契約している保険内容を確認し、事実に基づいて保険金を請求しましょう。分からないことは、保険会社に相談しましょう。
- 電話や訪問での勧誘販売で契約した場合には、契約した日から8日間以内であればクーリング・オフができます。

最近の消費生活相談事例
担当 広聴人権課
☎046(252)8146
FAX046(252)0220

皆さんは地域の大切な仲間です

自治会に加入しましょう

自治会とは

自治会は、地域の安全や生活環境など身近に起きるさまざまな課題と向き合い、課題解決に向けて防犯や防災、環境美化活動に取り組む他、行政情報の提供や地域行事の開催などを通じて地域のコミュニティを育むため、自主的に組織し運営している団体です。日頃から顔の見える関係を作り、皆さんが安心して暮らせる町づくりを実現するため、自治会に加入しましょう。

自治会の組織

皆さんが加入する地域の自治会を「単位自治会」と呼び、地域に密着した活動をしています。また、市内を13地区に分け、地区内の単位自治会で構成されているのが「地区自治会連合会(地区自連)」で、それぞれの地区ごとに、防犯パトロールや防災訓練、市民レクリエーションなど、広範な取り組みをしています。そして、市内全域の地区自連によって組織されている「市自治会総連合会(市自連)」があり、単位自治会や地区自連の活動サポートの他、行政との調整役も担いながら自治会の機能強化に取り組んでいます。なお、本紙8面の「自治会トピックス」で市自連の活動を紹介しています。

自治会の加入方法

市内在住の方はどなたでも加入できます(加入は世帯単位)。自治会によって自治会費や会の規約などが異なりますので、併せてご確認ください。

- 在住する地域の自治会が分かる場合 直接自治会長へ
- 在住する地域の自治会が分からない場合 電話、ファクスまたは直接市自連事務局☎046(252)8751へ



自治会加入のメリット

- 個人では解決できない地域の課題について、自治会を通して解決を図ることができます。
- 自治会の回覧やポスター、チラシなどで、地域・行政情報が得やすくなります。
- 自治会の行事などに参加することで、地域の交流が深まります。
- 自治会の防犯パトロールや見守り活動で、地域の安全、安心が保たれます。
- 災害などのいざというとき、高齢者をはじめ近隣の安否確認や救助活動などの助け合いができます。

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 FAX046(255)3550

ご利用ください「電子申請システム」

市では、パソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して休日や夜間でも申請、届け出ができる電子申請システムを実施しています。

利用方法

e-kanagawa電子申請 (<http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/navi/index.html>) で座間市を選択するか、市ホームページ「電子申請システム」で「e-kanagawa電子申請：座間市トップページ」を選択してください。

詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

問い合わせ先

コールセンター ☎0120(22)0642

- 受付時間 午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

利用できる電子申請

暮らし	住民票記載事項証明書(定型)交付申請※1
	住民票の写し交付申請※1
	特例転出届※2
	印鑑登録証明書交付申請※1
	水道使用開始届、水道使用中止届
	給水装置用途変更届
	行政情報公開請求
環境・衛生	市営住宅退去届、市営住宅長期不使用届※1
	粗大ごみ収集申込※1
	し尿処理申込※1
福祉・健康	犬の死亡届、犬の届出事項変更届※1
	救急医療情報キット利用申請書※1
消防・防災	消防訓練実施計画書、消防訓練実施結果報告書※1
その他	市長への提案

※1 e-kanagawa電子申請で取得する申請者IDが必要です。

※2 署名用電子証明書を搭載したマイナンバーカード(個人番号カード)とICカード読み装置が必要です。

担当 情報システム課 ☎046(252)8537 FAX046(255)3550

平成30年度 固定資産税に関する縦覧

固定資産税に関する縦覧制度は、固定資産税の納税者が所有している土地または家屋の価格(評価額)を、市内の他の土地または家屋の価格と比較できる制度です。平成30年度は、3年に1度の評価替えの年度に当たりますので、評価額をご確認ください。なお、土地だけを所有している場合は家屋の縦覧はできません。また、家屋だけを所有している場合は、土地の縦覧はできません。

- とき 4月2日(月)～5月31日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

- ところ 市役所2階固定資産税課
- 対象 固定資産税の納税者と同居の親族、関係人(納税管理人)および代理人

- 手数料 無料
- 持ち物 氏名、住所が確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証など)、固定資産税納税通知書、課税明細書など、代理人は委任状

担当 固定資産税課 ☎046(252)8043 FAX046(255)3550